

No.	サービス種別	分類	項目	質問	回答
1	全サービス共通	運営基準	利用者への説明・同意	報酬改定に係る同意について、新たな加算を算定せず基本報酬の改定と加算の廃止による変更のみの場合でも利用者の同意は必要か。	新たな加算を算定せずとも、改定や加算の廃止により、サービス利用料が変わりますので、利用者又はその家族に説明し、同意を得る事が必要です。
2	全サービス共通	介護報酬	LIFE提出に係る様式	LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老老発 0316 第4号)の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。	評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目(様式で定められた項目)についての評価等が必要です。 ただし、あくまでもLIFEへの提出項目をお示したものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものを用いることを求めるものではありません。 ※介護保険最新情報Vol.965「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)」問4参照
3	通所系サービス 短期入所系サービス 施設系サービス	運営基準	非常災害対策	非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとされたが、地域住民とは具体的にどのような人を指すのか。	地域住民の代表者(区長、民生委員等)及び近隣住民などが想定されますが、より実効性の高い訓練となるよう、地域の実情に応じて必要な協力体制を整備してください。
4	通所系サービス 短期入所系サービス 施設系サービス	運営基準	利用者への説明・同意	利用者から署名・押印を求めない場合、電子署名の他にどのような代替手段が考えられるか。また、他の代替手段を講じられない場合はどうしたらよいか。	代替手段として、同意等に係るメール本文の保存や、契約締結前段階での本人確認情報(氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など)の記録又はコピーの保存、本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでのPDF送付)の記録・保存等が考えられます。 他の代替手段を講じられない場合は、署名を求めるなど従来どおりの手続きを取る必要があると考えられます。
5	通所系サービス 短期入所系サービス 施設系サービス	運営基準	利用者への説明・同意	1 請求書については押印は不要か。 2 サービス担当者会議録等、事業所内で閲覧する文書について、職員の押印は不要か。 3 計画書や契約書等について、署名・押印は必要か。	1 請求書については、相手方の合意があれば押印は不要であると考えられます。 2 事業所内で閲覧する文書について、職員の方が閲覧をしたか確認するための手段としては、押印以外の方法も考えられます。 3 署名・押印の代替手段を講じる必要があります。代替手段として、同意等に係るメール本文の保存や、契約締結前段階での本人確認情報(氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など)の記録又はコピーの保存、本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでのPDF送付)の記録・保存等が考えられます。 他の代替手段を講じられない場合は、署名を求めるなど従来どおりの手続きを取る必要があると考えられます。

No.	サービス種別	分類	項目	質問	回答
6	通所系サービス 短期入所系サービス 施設系サービス	運営基準	利用者への説明・同意	<p>1 契約書・重要事項説明書等、利用者への説明について、電磁的記録で可とのことだが、電磁的記録とはメール送信履歴が必要ということか。</p> <p>2 利用者の署名・押印について、求めないことが可能ということだが、その場合の代替手段は必要か。</p> <p>3 「様式から押印欄を削除する」とのことだが、従来通りの書式で押印欄があってはダメなのか。</p>	<p>1 新規に利用を開始する場合は、契約締結前段階で本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録又はコピーの保存、本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF 送付）の記録・保存等を行った上で、メール等で説明を実施していただくことが考えられます。メールで実施した場合にはメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録を保存してください。</p> <p>2 署名・押印の代替手段をとる必要があります。「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に代替手段を検討してください。</p> <p>3 各事業所の判断において本人の同意等を確認するために、押印欄を残すことは可と考えます。</p>
7	通所系サービス共通 施設サービス共通	介護報酬	ADL維持等加算	ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Indexを用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。	<p>一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられます。</p> <p>※介護保険最新情報Vol.965「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)」問5参照</p>
8	施設サービス共通	介護報酬	安全対策体制加算	安全対策体制加算の算定要件として、外部の研修を受けた担当者の配置が必要となるが、「外部の研修」とはどのような実施主体や内容を想定しているか。	<p>外部の研修としては、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであり、関係団体（公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、一般社団法人日本慢性期医療協会等）等が開催する研修を想定しています。</p>
9	施設サービス共通	介護報酬	経口維持加算	原則、6月以内に限るとする算定要件が廃止されたが、6月を超えた場合の検査やおおむね1月ごとの医師又は歯科医師の指示も不要となるか。	<p>原則、6月以内に限るとする算定要件の廃止に伴い、6月を超えた場合の水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等やおおむね1月ごとの医師又は歯科医師の指示に係る要件は廃止となったものの、月1回以上行うこととされている食事の観察及び会議等において、検査や誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理を行う必要性について検討し、必要に応じて対応をお願いします。</p> <p>※介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)」問92参照</p>
10	通所系サービス共通	介護報酬	3%加算	令和2年度中に事業所を開設しサービス提供を開始した場合、令和3年4月提供分から算定可能か。	<p>前年度実績と比べて5%以上利用者数が減少した場合に算定できる加算のため、令和3年4月の延利用者数が前年度1月あたりの平均延利用者数に比べ5%以上減少していた場合は、翌月15日までに届出を行い、翌々月提供分から算定可能です。</p>

No.	サービス種別	分類	項目	質問	回答
11	通所系サービス共通	介護報酬	3%加算 規模区分の特例	3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。	通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はありません。 なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要です。
12	訪問リハビリ 通所リハビリ	介護報酬	リハビリテーション提供 体制加算	今までリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）を算定していたため、加算要件（リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること）を満たしていたが、改正によりリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）が廃止になったことに伴い、今後リハビリテーション提供体制加算の算定は可能か。	今回の改正により、加算要件（リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定していること）が削除されているため、人員基準（理学療法士等の合計数が利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上であること）を満たしていれば算定可能です。
13	訪問リハビリ 通所リハビリ	介護報酬	リハビリテーションマネ ジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）の廃止に伴い、新たにリハビリテーションマネジメント加算（A）及び（B）の算定を開始することは可能か。	初めてリハビリテーション計画を作成した際に、利用者とその家族に対し説明と同意を得ている場合は可能です。 なお、同意を得た日の属する月から6月間を超えてリハビリテーションマネジメント加算（A）及び（B）を取得する場合は、原則としてリハビリテーションマネジメント加算（A）イ（Ⅱ）若しくはロ（Ⅱ）又は（B）イ（Ⅱ）若しくはロ（Ⅱ）を取得することとなります。
14	介護予防訪問リハビリ 介護予防通所リハビリ	介護報酬	長期利用減算	利用開始日の属する月から起算して12月を超えた場合に減算とあるが、改正前から長期利用している場合の起算月は、改正前の利用開始月か。	制度改正前から継続的に長期利用している場合は、令和3年4月から起算して12月を超える場合から減算が適用されます。 なお、令和3年4月以降の新規利用者については、当該サービスを利用開始した日が属する月が起算月となります。
15	居宅介護支援	介護報酬	居宅介護支援（Ⅱ）の 要件	情報通信機器の活用とは具体的にどういったものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン ・訪問記録を随時記載できる機能（音声入力可）のソフトウェアを組み込んだタブレット等が該当します。 <p>※介護保険最新情報Vol.952「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」問115参照</p>

No.	サービス種別	分類	項目	質問	回答
16	居宅介護支援	運営基準	運営基準減算	<p>前6月間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた回数の中に同一の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、利用者に説明し、署名を得ることとなったが、</p> <p>①同一法人で複数の事業所を運営している場合の計算方法はどのようにするか。 ②以前から契約を結んでいる利用者については、どのように取り扱うのか。 ③ケアプラン見直しの度に、説明する必要があるか。</p>	<p>①それぞれのサービスにつき、同一法人で複数の事業所を運営している場合は、複数の事業所数を合計した数で割合を算出します。 ②令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいと考えられます。 ③居宅介護支援の提供の開始に際し行うものであるため、ケアプラン見直しの度に説明を行う必要はありません。</p>
17	居宅介護支援	運営基準	利用者への説明・同意	<p>前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護等の利用割合を説明する件について、</p> <p>①説明に当たり、特定事業所集中減算にかかる算定記録を利用者に配布してもよいか。 ②6月からサービスを利用する方にはいつの資料を参照すると良いか。</p>	<p>①居宅介護支援における特定事業所集中減算にかかる算定記録を資料として配布して構いません。 ②6月の直近の9月～2月末までに作成された居宅サービス計画を参照してください。</p>
18	介護老人福祉施設	介護報酬	看取り介護加算	<p>死亡日45日前から算定可能となったが、看取りの同意書を交わした日以前からさかのぼって加算を算定することは可能か。</p>	<p>看取り介護について入所者又は家族に説明し、同意を得ることが要件となっているため、同意を得た日以降が算定対象となります。</p>